

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No	関係箇所	意見の概要	考 え 方
1	第二部 Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方 2 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① ネガワット取引の公正かつ有効な利用	<p>ネガワット取引は「電源調達手段の多様化を通じて電気の小売市場の競争活性化に資するもの」とあるが、ネガワット取引は小売市場だけでなく卸売市場の競争活性化にも活用されるべきである。</p> <p>ネガワット事業者と小売事業者の相対契約ではなく、市場を通じた取引によってネガワットが活用されなければ、「発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資する」ことはできないと考える。</p> <p>なぜならば、ネガワットの量と価格が市場を通じてオープンにならなければ、ネガワットによってどれほどの発電設備が代替されるかを他の事業者が判断することが困難となるからである。【無記名】</p>	いただいたご意見を踏まえ、ネガワット取引の利用は卸電力市場の活性化にも資する旨を追記しました。
2	第二部 Ⅲ 2 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	本指針では、一般電気事業者であった小売電気事業者がネガワット事業者との契約の締結を拒絶するなどした場合に、独占禁止法上問題となるとしているが、一般電気事業者であった小売電気事業者だけでなく新電力を含む全ての小売電気事業者が当該行為を行った場合にも問題とすべき。【無記名】	本指針では、一般電気事業者であった事業者が従来の自己の供給区域において有力な地位にあることを踏まえ、全体的に、一般電気事業者であった事業者がどのような行為を行うと独占禁止法上問題となりやすいか明示していますが、それ以外の事業者が本指針に明示した行為等を行った場合であっても、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上問題となるおそれがあります。
3		ネガワット取引に対応したシステムが用意されていないといった個々の事業者の個別事情や、ネガワット取引に参加することによりコストが増加すること等を理由に、ネガワット	競争者を市場から排除し市場における自己の地位を維持・強化するなど、独占禁止法上不当な目的を達成するための手段等として、ネガワット事業者との契約の締結を拒絶する場

No	関係箇所	意見の概要	考え方
		事業者との契約の締結を拒絶することも考えられるが、どのような場合に不当性が認められるのか明確にすべき。【無記名】	合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるところ、具体的にどのような場合に問題となるかは、個別の事案の状況を総合的に考慮して判断することとなります。
4	全体	改定案について、特に問題は無いようと思われる。【個人】	—
5	—	一方で原発を再稼働させ、事故の補償を国民負担とするのはいかがなものか。【無記名】	—